

目 次

第1章 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律概要

1. 法律の背景及び必要性	1
2. 基本的な考え方は市町村、消費者、事業者の役割分担	1
3. 対象となる容器包装及び対象事業者	1
4. 基本方針、再商品化計画及び分別収集計画の策定	4
5. 容器包装の分別基準	5
6. 容器包装に係る再商品化に関する措置	5
7. 指定法人	7
8. その他	8

第2章 再商品化について

1. 再商品化とは	9
2. 再商品化の方法	9

第3章 容器包装に関する基本的な考え方

・容器包装リサイクル法の対象となる「容器包装」に該当するか否かの

判断の目安	13
1. 法律上の定義及び効果	13
2. 具体的判断の目安	13
・「特定容器」に該当するか否かの判断の目安	18
1. 法律上の定義及び効果	18
2. 具体的判断の目安	18
・「特定包装」に該当するか否かの判断の目安	19
1. 法律上の定義及び効果	19
2. 具体的判断の目安	19
・「分別基準適合物」に該当するか否かの判断の目安	23
1. 法律上の定義及び効果	23
2. 具体的判断の目安	23
・「特定分別基準適合物」に該当するか否かの判断の目安	24
1. 法律上の定義及び効果	24
2. 具体的判断の目安	24
・「特定容器利用事業者」又は「特定容器製造等事業者」に 該当するかの判断の目安（「インプラント」に関する判断基準）	25
1. 法律上の定義及び効果	25
2. 具体的判断の目安	25
（参考1）プラスチック製容器包装の「プラスチック」の判断について	26
（参考2）紙製容器包装の「紙」の判断について	28
（参考3）段ボールの取り扱いについて	29

第4章 委託・受託関係にある場合の義務対象者について	
1．「用いる」に係る委託	31
2．「製造等」に係る委託	33
第5章 特定事業者の再商品化義務量の算定の仕組み	
1．分別収集計画量、再商品化可能量及び再商品化義務総量	35
2．再商品化義務量の算出モデル	36
3．業種区分ごとの再商品化義務量の算定	37
4．個々の特定事業者の再商品化義務量の算定に係る量、比率等	38
(参考4) 特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定 のためのガイドライン	
・趣旨	40
・排出見込量の算定方法	40
・特定容器〔又は包装〕利用事業者の排出見込量の算定方法	41
・特定容器製造等事業者の排出見込量の算定方法	50
(参考5) 帳簿の記載例	
1．特定容器利用事業者の場合	59
2．特定容器製造等事業者の場合	60
3．特定包装利用事業者の場合	61
第6章 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する 法律第18条に基づく自主回収の認定申請の留意事項	
・趣旨	63
・申請に係る留意事項	63
・その他	65
(様式) 自主回収認定申請書	66
(様式) 自主回収状況報告書	67
第7章 その他	
1．再商品化義務量の算定に係る量、比率等について (産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会 第3回容器包装リサイクルワーキンググループ資料より)	69
2．法施行に当たって必要な運用解釈について	87
3．容器包装リサイクル法に係る所管業種の取扱いについて	105
4．再商品化費用の商品価格への転嫁に関する留意事項について	107
5．参照条文及び附帯決議	110
6．「識別表示」の義務化について	115